



契約約款変更認可申請書

東経企営第17-114号
平成29年9月20日

総務大臣
野田聖子殿

郵便番号 163-8019

住所 東京都新宿区西新宿3-19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわ かぶしきがいしゃ
東日本電信電話株式会社

代表取締役社長 山村 雅

登録の番号及び年月日

第233号 平成16年4月1日

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律
(平成15年法律第百25号) 第2条の規定による改正前の電気通信事業法第31条の
4第3項の規定により、別紙のとおり契約約款の変更の認可を受けたいので申請し
ます。

実施期日	認可を受けた後、平成30年1月1日より実施します。
------	---------------------------

《別紙》

契約約款の新旧対照

電報サービス認可約款の一部改正

新旧対照

旧	新
第1章 総則 ～ 第3章 電報の種類 第5条 電報には、次の種類があります。	第1章 総則 ～ 第3章 電報の種類 (電報の種類) 第5条 電報には、次の種類があります。
通常電報 緊急定文電報 当社が別に定める定文(以下「定文」といいます。)を用するもの	通常電報 (緊急定文電報及びその他の電報となるものを除きます。) 当社が別に定める定文(以下「定文」といいます。)を用するもの
第4章 通常電報 第6条 通常電報 ～ 第7条 (発信時間) 第8条 通常電報は、午前8時から午後10時までの間に発信していただきます。 ただし、第18条(伝送及び配達の順序)に定める非常扱いの電報及び緊急扱いの電報並びに当社が指定する電報サービス取扱所に設置される終日受付が可能な電気通信設備へ発信する電報については、この限りではありません。	第4章 通常電報 第6条 通常電報 ～ 第7条 (発信時間) 第8条 通常電報は、午前8時から午後7時までの間に発信していただきます。 ただし、第18条(伝送及び配達の順序)に定める非常扱いの電報及び緊急扱いの電報並びに当社が指定する電報サービス取扱所に設置される終日受付が可能な電気通信設備へ発信する電報については、この限りではありません。
第9条 ～ 第14条 (発信時間) 第5章 緊急定文電報 第15条 緊急定文電報は、終日発信することができます。 (夜間に発信した電報の配達)	第9条 ～ 第14条 (発信時間) 第5章 定文電報 第15条 定文電報は、午前8時から午後7時までの間に発信していただきます。
第16条 午後7時から翌日午前8時までの間に発信した緊急定文電報は、翌日午前8時以降に配達します。 ただし、当社が別に定める特別取扱とした電報については、この限りであります。	第16条 削除

新旧対照

新	旧
(その他の取扱い)	(その他の取扱い)
第17条 緊急定文電報に関する事項の取扱いについては、第4章(通常電報)に規定する取扱いに準ずるものとします。	第17条 定文電報に関する事項の取扱いについては、第4章(通常電報)に規定する取扱いに準ずるものとします。
第6章 伝送及び配達の順序	第6章 伝送及び配達の順序
第18条 ～ (略)	第18条 ～ (略)
第19条 ～ (略)	第19条 ～ (略)
(緊急定文電報の伝送及び配達の順序)	(定文電報の伝送及び配達の順序)
第20条 当社は、第18条(伝送及び配達の順序)の規定によるほか、電報がふくそうし、緊急定文電報(当社が別に定める電報を含みます。以下この条において同じとします。)の伝送及び配達があるときは、緊急定文電報を他の電報(非常扱いの電報及び緊急扱いの電報を除きます。)に先立って伝送及び配達をすることがあります。	第20条 当社は、第18条(伝送及び配達の順序)の規定によるほか、電報がふくそうし、定文電報(当社が別に定める電報を含みます。以下この条において同じとします。)の伝送及び配達があるときは、定文電報を他の電報(非常扱いの電報及び緊急扱いの電報を除きます。)に先立って伝送及び配達をすることがあります。
第7章 利用の制限及び停止 ～ (略)	第7章 利用の制限及び停止 ～ (略)
第11章 雜則	第11章 雜則
附 則 (実施期日)	附 則 (実施期日)
1 この改正規定は、平成 年 月 日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。	1 この改正規定は、平成 年 月 日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。